

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 5 年 12 月 26 日
厚生労働省

今般制定された、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 162 号)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和 61 年労働省令第 20 号)第 17 条第 2 項に定める様式(労働者派遣事業報告書(様式第 11 号))における報告事項のうち売上高等について、令和 6 年度以降の集計作業における精度を高めるため、形式的な変更を行う改正であることから、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 39 条第 4 項第 8 号及び行政手続法施行令(平成 6 年政令第 265 号)第 4 条第 2 項第 2 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)(抄)

(意見公募手続)

第三十九条 (略)

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 (略)

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

※ 行政手続法施行令(平成 6 年政令第 265 号)(抄)

(意見公募手続を実施することを要しない命令等)

第四条 (略)

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

担当：厚生労働省 職業安定局需給調整事業課